

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行されました。

平成 25 年 4 月から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」 について

改正のポイント（平成 25 年 4 月 1 日施行）

① 基本理念の創設

平成 23 年 7 月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた考え方が基本理念として新たに掲げられました。

- ・障害者総合支援法では、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

② 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加されました。

※児童福祉法改正により、障害児の範囲も同様に対応しています。

③ 地域生活支援事業の追加

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が追加されました。

④ サービス基盤の計画的整備

改正のポイント（平成 26 年 4 月 1 日施行）

① 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者が、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を有するものとして厚生労働省で定めるもの」に拡大されます。

新たに重度訪問介護の対象として追加されるのは、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする方」で、具体的には「障害支援区分 4 以上」等の要件を満たす方です。

② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟に対応できるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されます。

介護等の提供については、(1) グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型）、(2) グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託するか（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みになります。また、1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みが創設されます。

③ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象者に、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの（保護施設または矯正施設等に入所している障害者）」が追加されます。

④ 「障害程度区分」から「障害支援区分」への見直し

「障害程度区分」が、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められ、認定調査項目の見直し（106 項目→80 項目）、新たなコンピュータ判定式の構築が行われます。

※現在お持ちの「障害福祉サービス受給者証」は、認定有効期間中そのまま使用できます。

※現在交付されている「受給者証」に記載されている障害程度区分（区分 1～区分 6）については、平成 26 年 4 月 1 日以降「障害支援区分」として同じ区分に読み替えます。